

関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う  
関係政令の整備等に関する政令要綱

1. 関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴い、次により関係政令の整備を行うこととする。
  - (1) 特別緊急関税制度に関し、輸入数量の算出方法について、適用年度の更新に伴う所要の規定の整備を行うこととする。(関税暫定措置法施行令第14条関係)
  - (2) 特別特恵税率の適用対象に関し、後発開発途上国に準ずる国を対象国に追加することに伴い、後発開発途上国でなくなってから2年を経過するまでの国を後発開発途上国に準ずる国とすることとする。(関税暫定措置法施行令第25条関係)
2. 徳島飛行場を税関空港に指定することとする。(関税法施行令別表第2関係)
3. 児童福祉法上に新設される乳児等通園支援事業において供される脱脂粉乳を給食用脱脂粉乳の対象に追加することを受け、関係規定の整備を行うこととする。(関税定率法施行令第65条、関税暫定措置法施行令第32条及び第33条並びに畜産経営の安定に関する法律施行令第11条関係)
4. レバノンを便益関税の適用国に追加することとする。(関税定率法第五条の規定による便益関税の適用に関する政令別表関係)
5. 関税割当制度の適用を受ける物品につき令和7年度の関税割当数量を規定することとする。(関税割当制度に関する政令別表関係)
6. 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社が運営する電子情報処理組織を使用して行うことができる業務の追加を行うこととする。(電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令第1条及び別表関係)
7. その他所要の規定の整備を行うこととする。
8. この政令は、別段の定めがある場合を除き、令和7年4月1日から施行することとする。(附則関係)